

楽生苑短期入所生活介護事業所 利用料金表

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

《短期入所生活介護費・居住費・食費》

平成30年4月1日現在

サービス内容略称	1割(円)	2割(円)	備 考
予防併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	437	874	要支援1
予防併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	543	1,086	要支援2
予防併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	437	874	要支援1
予防併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	543	1,086	要支援2
併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	584	1,168	要介護1
併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	652	1,304	要介護2
併設短期生活Ⅱ 3<多床室>	722	1,444	要介護3
併設短期生活Ⅱ 4<多床室>	790	1,580	要介護4
併設短期生活Ⅱ 5<多床室>	856	1,712	要介護5
併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	584	1,168	要介護1
併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	652	1,304	要介護2
併設短期生活Ⅰ 3<従来型個室>	722	1,444	要介護3
併設短期生活Ⅰ 4<従来型個室>	790	1,580	要介護4
併設短期生活Ⅰ 5<従来型個室>	856	1,712	要介護5
サービス提供体制加算Ⅰ口	12	24	介護福祉士が介護職員の総数の50/100以上の場合
機能訓練加算	12	24	機能訓練指導員を配置している場合
看護体制加算Ⅲ	12	24	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上
看護体制加算Ⅳ	23	46	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	26	職員配置が基準より1名加配の場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めてサービスを提供した場合
緊急短期入所受入加算	90	180	居宅サービス計画に位置付けられていない利用を緊急に行った場合
医療連携強化加算	58	116	重度者への対応強化
療養食加算	8	16	1食を1回として療養食を提供した場合
送迎加算	184	368	片道184円、往復368円(2割負担の方は片道368円、往復736円)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%		基本サービス費+各種加算の総単位数に8.3%加算
食費	利用者負担 第1段階	300	(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各所得段階に応じて左記の料金(日額費用)を負担していただきます。 食費内訳 朝食(300円) 昼食(560円) 夕食(560円)
食費	利用者負担 第2段階	390	
食費	利用者負担 第3段階	650	
食費	上記以外の方	1,420	
多床室居住費	利用者負担 第1段階	0	第1段階 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者
多床室居住費	利用者負担 第2段階	370	
多床室居住費	利用者負担 第3段階	370	第2段階 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万以下
多床室居住費	上記以外の方	840	
個室居住費	利用者負担 第1段階	320	第3段階 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万円を超える
個室居住費	利用者負担 第2段階	420	
個室居住費	利用者負担 第3段階	820	第4段階 課税世帯で第2段階、第3段階に該当しない方
個室居住費	上記以外の方	2,000	